

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をしたものを選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下、「公募型プロポーザル」という。）を実施する。

令和元年8月2日

日ロフェリー定期航路利用促進協議会 会長 佐藤 馨一

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

北海道とサハリン州を結ぶフェリー航路のあり方検討業務

(2) 業務の目的

本業務は、北海道とサハリン州を結ぶフェリー航路について、民間主導による持続可能な運航に向け、使用船舶や運航ルート、頻度などの運航形態のほか、貨物や旅客の集約、採算性の検証など、本航路のあり方についての調査、検討などを行うことで、運航事業者や地元自治体など関係者の連携した取組を促進させることを目的とする。

(3) 業務の内容

① 現状の把握

北海道とサハリン州・極東地域、さらには日本国内とロシア国内を經由し、サハリン州、極東地域との航路や航空路による貨物や旅客の輸送状況について、概ね3年間程度の状況を整理する。

[物 流]

- 北海道－サハリン州・極東地域間、国内－ロシア国内を經由しサハリン州、極東地域間の輸出・輸入の実績を整理
 - ・港湾（小樽、稚内、境港、新潟等－コルサコフ、ウラジオ等）・航路別、空港（羽田－ユジノ等）・路線別の輸送品目、数量、輸送の時期・回数、船舶・航空機の仕様、航路の気象状況（波高）等
- 道内、国内からの輸出貨物は、生産地、発出地もわかる範囲で整理

[人 流]

- 稚内・コルサコフ航路（PENGUIN）の運航実績（月別、国籍別の旅客数、費用、乗船率、目的、滞在地、滞在日数等）
- 北海道とサハリン州・極東地域間、国内空港とロシア国内の他空港を經由しサハリン州・極東地域間の運航実績（月別、国籍別の旅客数、費用、搭乗率、目的、滞在地、滞在日数等）

② 課題、ニーズ等の把握

北海道とサハリン州・極東地域、日本とロシアとの物流、人流に係る課題やニーズ、動向などを整理するため、両地域、両国で輸出入に関わる運航事業者や荷主などへのヒアリング調査により状況を整理する。

[物 流]

- 北海道とサハリン州・極東地域、日ロ間の物流の現状や課題、ニーズ、動向など
- 期待要因：開発プロジェクト、経済交流、輸送モードの転換（航空・船舶）、輸送経路（経由地等）などの整理
- ヒアリング対象者
 - ・運航者：船社、航空会社、船舶代理店など
 - ・港湾管理者：小樽、稚内、道外港、コルサコフなど
 - ・荷主：生産者、商社など
 - ・輸送関係者：通関、輸送事業者
 - ・その他：関係団体など

[人 流]

- 北海道とサハリン州・極東地域や日ロ間の人流における現状や課題、ニーズ、動向など

○期待要因：国等の交流拡大策、旅行ニーズ（船、航空等）、経済交流などの整理

○ヒアリング対象者

・運航者：船会社、航空会社など ・関係者：旅行者（市民等）、旅行業者、観光関係団体など

③物流・人流の将来予測

①、②の北海道とサハリン州との物流、人流の現状値を踏まえ、将来の予測値として、これまでの実績による推計値、期待要因を踏まえた推計値をそれぞれ算定し、発着や経由する港湾毎の内訳も整理する。

④航路のあり方の検討

上記の①～③の資料等により、今後の本航路の運航形態や採算性などのあり方を検討する。

なお、検討にあたっては、一定程度の整理ができた段階で、日ロフェリー定期航路利用促進協議会の幹事会を活用し意見聴取するなどの検証を行いながら進める。

ア 運航形態の検証・検討

○貨物量や旅行者のニーズなどを踏まえ、発着港・経由港の設定や、道外港・ロシア間を航行する船舶の寄港、特定港への貨物集約など様々なパターンを検討し、検証する。

※航路の発着港・経由港

a 稚内ーコルサコフ b 小樽ーコルサコフ c 小樽ー稚内ーコルサコフーウラジオストク

d 本州ー道内ーサハリンーウラジオストクなど e その他

○定期（年間、季節）・チャーター等、運航頻度（回数）

○船舶の規模や、食堂、シャワーなど必要な設備について、アインス宗谷などをベースに検討

イ 採算性の検証・検討

○貨物量や、旅行者の状況などを踏まえ、発着港・経由港別の所要運搬日数・経費等や、運航回数、運航経費等との相関関係を整理する。

○各パターンの採算ライン（貨物の積載率、旅客乗船率、運賃等の設定など）を算定する。

⑥船舶業界関係の情報収集

本航路の運航が可能と想定される、船会社や中古船舶（外航船）の状況を調査する。

○国内船会社における運航業務の受託に係る意向、条件、可能性などを整理する。

○外航航路の運航が可能な国内外の中古船舶のリスト等を整理する。

⑦利用促進の取組

これまでも関係団体等で、本航路の利用促進の取組を進めているが、これまでの調査や検討、他港の事例などを踏まえ、今後、関係団体で取り組むべき、効果的、効率的な利用促進の取組を検討する。

⑧報告書の作成等

これまでの調査、検討などを総括し、民間主導による持続可能な運航に向けた、本航路のあり方や必要となる取組などを整理した報告書を令和2年2月までに作成し、業務担当員と内容を協議後、日ロフェリー定期航路利用促進協議会に説明する。

あわせて事業成果の要点をまとめた資料（概要版）も作成する。

報告書は、紙媒体（A4版）で5部、電子媒体で（CD-RまたはDVD-R）で正副2部とする。

(4) 委託期間

契約締結日から令和2年3月25日（水）まで

(5) 予算上限額（消費税及び地方消費税相当額含む）

5, 000千円程度

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な条件

次のいずれにも該当すること。

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社若しくは事業所等（本業務を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

①道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

②本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

③消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届け出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

①健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

②厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 日ロフェリー定期航路利用促進協議会事務局(担当：井浦、中谷)

(北海道総合政策部交通政策局交通企画課)

(2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（道庁3階）

(3) 電話番号 011-231-4111（内線23-841） 011-204-5556（直通）

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとするものは、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出期限 令和元年（2019年）8月23日（金）15:00（必着）

イ 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

ウ 提出場所 3に同じ

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 4の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出要請を行う。

(2) 前項 (1) の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより企画提案書の提出を行うことができる。

ア 提出期限 令和元年 (2019年) 9月6日 (金) 15:00 (必着)

イ 提出方法 持参又は郵送 (特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。) とする。

ウ 提出場所 3に同じ

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者 (以下「特定者」という。) を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

要

(3) プロポーザル審査会 (ヒアリング) に関する説明

提出された企画提案書の内容について、必要に応じヒアリング審査を行う。

ただし、企画提案書の提出件数が10件を超えた場合には、事前に書類選考を行い概ね10件程度のヒアリング審査参加者を選定する。

なお、ヒアリングの日時、場所は別途通知する。

(4) その他

ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 審査結果及び特定者は公表する。

エ 詳細は、企画提案説明書等による。